

## 応援団交流会開催報告

2024年12月1日(日)に瑞穂市民センターで、応援団交流会を開催しました。ゲストも含めて33人が集まりました。

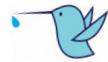
最初に、子どもや子育て家庭の現状を伝えるニュース映像を視聴し、ゲストの2024年度助成事業実施団体の活動報告を聞きました。

報告団体: ながら「梅子の家」を運営する会、西町みんな食堂、おばあちゃんの子ども食堂 西っ子、別府まんまる食堂、ハルジオン〜不登校や不登校経験者の子と親と一緒に歩む会、ニコニコ体操クラブ、そらまめ)

各団体からは、団体の紹介と活動中の様子が写真とともに報告されました。その後、4つのグループに分かれて交流をしました。

子どもや子育て家庭の支援活動をしている団体の代表やメンバー、ボランティアで関わっている人などから、活動を通して感じている子ども達の様子などについて、活発に意見が交わされました。

最後に、ぎふハチドリ基金から、活動への協力をお願いをしました。この会の参加者の中から、新規で8人、ハチドリ応援団が増えました。ご参加いただいた皆様、ありがとうございました。



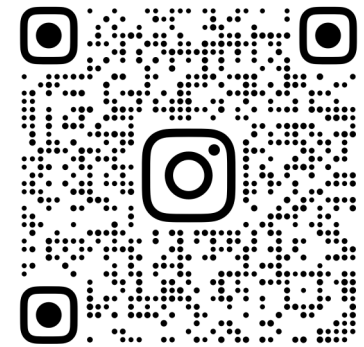
## 2024年度助成団体を訪問してきました！

2024年10月～12月に、2024年度助成事業の実施団体のうち7団体を訪問してきました。

訪問させていただいたのは、そらまめ、ながら「梅子の家」を運営する会、ニコニコ体操クラブ、一般社団法人山学、NPO法人子ラボハウス キキの家、NPO法人MINO COOL JAPAN、NPO法人ほっぺの会です。

皆さんの活動場所に行かせていただき、利用者さんの笑顔やスタッフの皆さんの思いに直に触れることができ、たくさんの感動と学びがありました。とても貴重な体験でした。

訪問レポートは、順次、ぎふハチドリ基金のInstagram(ホームページからリンク)で公開します。右のQRコードから、見ることもできます。ぜひフォローしてください。



GIFUHACHIDORIKIKIN

## <個人の寄付金控除について>

### ぎふハチドリ基金への寄付と応援団会費は、寄付金控除の対象です！

☆認定NPO法人や公益法人等への寄付金や賛助会費は、寄付金控除が受けられます！

年末調整をされた方も、確定申告で、さらに税金が戻ってくる可能性があります。

☆2024年1月～12月に、ぎふハチドリ基金に寄付金や応援団会費をいただいた皆様、令和6年(2024年)分の確定申告に、ぎふハチドリ基金の「寄附金受領証明書」をお使いください。(他の認定NPO法人や公益法人等への寄付金と合算できます)。

- (ポイント) ○認定NPO法人や公益法人等に寄付したお金の最大約50%が戻ってきます。  
○所得税は必ず減税。住民税は減税になる場合があります。  
○確定申告(還付申告)が必要です。

【所得税減税額の計算式】 税額控除か所得控除のどちらか有利な方を選択できます。

税額控除の場合 (年間の寄付金合計額-2,000円)×40%=減税額(所得税額)(所得税の25%が上限)

所得控除の場合 (年間の寄付金合計額-2,000円)×所得税率=減税額(所得税分)

\*年間寄付金合計額は、年間の総所得金額等の40%が限度

【個人住民税減税額の計算式】

年間寄付金合計額-2,000円)×最大10%=減税額

\*年間寄付金合計額は、年間の総所得金額の30%が限度



詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。 <https://www.nta.go.jp/>

令和6年(2024年)分の確定申告の期間は、2025年2月17日～3月17日です。

## ☆認定更新申請中です

ぎふハチドリ基金は、2020年3月に、岐阜県より認定NPO法人の「認定」を受けました。認定期間は5年間なので、5年ごとに更新しなければなりません。

昨年12月に直近5年間の実績等を含む更新申請書を提出しました。

皆様のおかげで、認定の要件の1つである「年3,000円以上の寄付者が年平均100人以上いること」については、確実にクリアできています。

更新のための寄付者名簿(応援団も含む)の書類を作成しながら、こんなにたくさんのご支援をいただいていることに改めて感謝しました。この後、他の要件を含め、担当課による検査を受けます。結果がわかりましたら、Facebook、ホームページ等でお知らせします。

## ☆2025年度助成事業募集について

2025年度助成事業の募集が春から始まります。

詳しい内容は、3月始めにホームページで公開します。

ハチドリCafé、募集説明会の案内は、2月～3月にお送りします。

